

千歳市観光 PR 動画制作業務仕様書

1 業務名

千歳市観光 PR 動画制作業務

2 業務目的

本市では、ホームページ・SNS の運営や旅行博出展などを通して観光 PR を行っているところであるが、現在は平成 29 年度に作成した情報や品質が古い動画を使用しており、他地域と比較して魅力を十分に発信できていない状況である。

また、本市の観光に寄与する場合に限って観光 PR 動画の貸し出しを行っているが、近年では、庁内外から観光 PR 動画の貸し出しを依頼された際、希望に合った動画を提供できていない。

以上のことから、本業務では、本市の観光資源（既存の観光資源に限らず観光資源となり得るものを含む。）の魅力を効果的に伝える高品質な観光 PR 動画を制作し、インターネットや観光イベントでの放映などで広く情報発信することにより、国内外における本市の知名度・認知度を向上させ、本市への誘客促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

4 業務内容

(1) 千歳市観光 PR 動画の制作

ア 千歳市の観光資源（自然・食・歴史・文化・体験など）が有する魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現する動画の企画立案、取材、撮影、演出、素材作成（イラスト、テロップ等）、動画編集、ナレーション、収録、音響など映像・関連コンテンツ制作等に係る一切の業務を委託する。

イ 動画の制作にあたっては、絵コンテ等を使用した概要説明資料を作成し、内容について市の監修を受けるほか、各作成段階においても十分に市と協議を行うこととする。なお、協議の際は、制作担当者及び市担当者の対面での打合せを基本とする。

ウ 撮影スポットは撮影シーズン及びエリア（支笏湖、市街地、農村）のバランスを考慮して選定し、各エリアの空撮を行うこと。また、撮影場所や時間等を工夫することとし、管理者等がある場合には必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者において行うこと。

エ 観光イベント等での放映用として、市域全体の観光に関する施設やコンテンツの概要を紹介する 5 分程度のロング版を 1 本制作すること。

オ 各種 SNS 広告用として、次のコンテンツを参考に季節やセグメント（男性、女性、ファミリー、シニアなど）別に 30 秒にまとめたショート版を 15 本制作すること。

- ・ 景色（支笏湖、紅葉、農業等）

- ・ アクティビティ（カヌー、カヤック、登山、キャンプ、スノーシュー等）
- ・ 支笏湖温泉
- ・ グルメ（老舗、スイーツ等）
- ・ 支笏湖チップ
- ・ 道の駅サーモンパーク千歳、サケのふるさと千歳水族館
- ・ ドライブコース
- ・ 雨天時おすすめコース

カ 動画の規格は、ロング版が 16：9 の 4 K 解像度以上、ショート版が 16：9（横長）及び 9：16（縦長）でスマートフォンやタブレット等での視聴を基本とした解像度で制作すること。

キ より多くの視聴に結びつけるため、没入感のある動画構成、特に動画広告掲載を想定し、最初の 10 秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らして制作を行うこと。

ク 訴求効果が見込まれる場合は、テロップや人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと。また、テロップやナレーションを使用する場合は、日本語と英語に対応したものとすること。なお、完成した動画の切り抜き使用にも対応するため、テロップやナレーションは原則、必要最小限とすること。

ケ 動画制作にあたっては、制作素材の撮影及び収集は全て受託者が行うこと。なお、第三者が保有する映像の譲渡を受けることを認めるが、借用は禁止とする。この場合、手続き等は受託者において行うこと。

コ BGM等の音楽素材の使用に関しては、オリジナルもしくはフリー音源を使用し、著作権等の問題が発生しないようにすること。

サ 人物起用する場合には、肖像権等の問題が発生しないようにすること。また、出演にかかる報酬は委託料に含むものとし、支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

シ 業務遂行上必要となる機材、ソフトウェア等については、受注者において準備、負担すること。

(2) 千歳市観光 PR 動画及び制作素材の納品

上記(1)で制作した動画及び制作素材を次のとおり納品すること。

	規 格	納品物	納 期
ロング版 (5分程度) 1本	16：9（横長） 4 K 解像度	① DVD・Blu-ray disc 各 2 セット ② 動画データ (USB メモリ等)	令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで
ショート版 (30 秒) 15 本	16：9（横長）及び 9：16（縦長） スマートフォンやタ ブレット等の視聴に 対応した解像度		
制作素材（素材動画、 オリジナル音源等）	指定なし	③ 素材データ (USB メモリ等)	令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

※ ①の納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、

チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。

※ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。

※ 素材動画の納品にあたっては、空撮（支笏湖、市街地、農村）の映像を必須とする。

※ テロップやナレーションを挿入する場合は、挿入前の元動画をあわせて納品すること。

5 留意事項

(1) 特記事項

ア 観光PR動画の構成等については市と協議により決定するため、企画提案による絵コンテ等を使用した資料は変更する場合がある。

イ 民間施設の撮影を要する場合は、誘客促進と一時事業者利益などに配慮してリストアップし、事前に市と協議すること。

ウ 本業務により作成される観光PR動画、制作素材等すべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む）、所有権を市に譲渡すること。

エ 成果品の所有権は、受託者が市に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、市に移転するものとする。

オ 成果品は市が自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

カ 都合によりウからオに定める事項を満たさない動画等を使用する場合は、市に対し使用方法に関する事項及び権利関係を明確に示し、事前に許可を得ること。

キ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

ク 納品物は、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルスに感染していることにより、受託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

キ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(3) 納品場所

千歳市観光スポーツ部観光課（千歳市役所本庁舎1階12番窓口）

(4) 校正・確認

校正作業は、市が校了と判断するまで行うものとする。

(5) 契約及び業務実施上の基本的事項

ア 受託者は、契約の履行にあたって、受託業務の意図及び目的を理解し、そのノウハウを最大限発揮するとともに、委託者と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。

イ 受託者は、常に中立性を保持するとともに、業務の実施にあたり法令等を遵守しなければならない。

- ウ 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は利用してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- エ 委託者は、業務遂行上、必要な資料等を受託者に貸与することができる。この場合において、受託者は貸与された資料等を業務完了後、直ちに委託者に返還しなければならない。
- オ 業務委託契約に記載のない事項で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の相互協議のうえ決定するものとする。